

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 6 月

私は、国民年金の加入手続を行って以降、国民年金保険料を納付し続けたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間はなく、申立期間①及び②は、それぞれ 6 か月及び 1 か月と短期間である。

また、申立期間の保険料について、申立人は、「A 町（現在は、B 市）の職員が、国民年金保険料等の徴収のために近隣の C 公民館まで来ていたため、納付書と現金を持参して国民年金保険料を納付した。また、その公民館に行けなかった場合には、近隣に納付可能な金融機関が無かったため、A 町役場内の収納窓口で納付した。」と供述しているところ、B 市等の回答により、申立期間当時には、当該公民館において役場職員が国民年金保険料の徴収を行っていたこと、及び同役場内の金融機関の出張所において保険料の納付が可能であったことが確認でき、その供述内容は、申立期間当時の保険料納付方法とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

国が管理している A 社に係る申立期間の標準報酬月額の記録は 24 万円とされているが、厚生年金基金の記録では 38 万円とされているため、国の記録管理に誤りがあるのではないかと思う。

申立期間の給与明細書を保管しているので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した被保険者報酬月額算定基礎届に基づく被保険者標準報酬決定通知書によると、申立期間の標準報酬月額は 38 万円で決定されていることが確認できるとともに、B 厚生年金基金及び C 健康保険組合においても同額とされていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録では 24 万円とされているところ、申立人が提出した給与明細書及び源泉徴収票並びに A 社が提出した年間集計表から、適切な報酬月額が届出されていることが確認でき、標準報酬月額が 38 万円で決定されていることに不自然な点は見受けられない。

年金事務所は、申立人の標準報酬月額は、申立事業所から提出された被保険者報酬月額算定基礎届に基づいて、平成 10 年 8 月 17 日付けで 38 万円と入力していたが、同年 9 月 29 日付けで取り消し、同年 10 月 27 日付けで 24 万円と入力するまでの間、オンライン記録上、前述の算定基礎届が未処理の状態となったことについては入力漏れであるものの、標準報酬月額を 24 万円と入力したことについては、関係資料を保管していないため、その理由については判

断できないと回答しており、現在に至っては合理的な説明はできず、一連の事務処理が適切ではなかったと判断せざるを得ない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和62年2月9日にB社に名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで  
年金事務所から、A社が開設したC事業所（現在は、D事業所）に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に空白期間がある旨の連絡があった。

私は、A社に昭和49年に入社し、51年12月28日に退職するまで同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D事業所を経営しているE社が提出した「人事通報」及び申立人と一緒にC事業所に異動したとする同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、適用事業所名簿によれば、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和50年5月19日であることが確認できること、E社は、「C事業所の開設日は昭和50年5月20日である。」と回答していることなどから判断すると、同年5月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年

3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記簿謄本によれば、B社は既に清算している上、E社は、当時の資料が保管されておらず不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福岡厚生年金 事案 4506

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所からの連絡により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社C工場が同社D工場に統合されたことに伴い転勤した時期に当たるが、同社に継続して勤務していたことは間違いなく、誤った届出が行われたことが原因と思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事カード、同社の社史及び「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」の文書、申立人と同じくA社C工場から同社D工場に異動したとする同僚が所持する昭和 38 年 4 月 1 日付けの辞令などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 38 年 4 月 1 日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和 38 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社C工場は昭和 38 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、i) B社が提出した

社史により、A社C工場が同年4月に同社D工場に移転した旨の記載が確認できるところ、前述の労働組合の解散に係る文書によれば、同社C工場労働組合が同年3月31日付けで同社C工場の移転に伴い解散し、申立人を含む23人の従業員が同年4月1日付けで同社D工場労働組合に編入した旨の記載が確認できること、ii) 前述の同僚のうち、同年3月21日に同社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年4月1日に同社において同資格を取得するまでの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、雇用保険の被保険者記録が継続している者が複数確認できることなどから判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月14日から同年11月1日まで

年金事務所からのお知らせが届き、申立期間について、A社（平成2年12月21日にC社と合併）に勤務していた同僚の記録と同様に、私の厚生年金保険被保険者の記録についても、確認できないことが分かった。申立期間は、A社D事業所（後のE事業所）から同社B事業所（後のF事業所）に転勤した時期であり、1日も途切れることなく継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及びA社D事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（以下「資格喪失確認通知書」という。）から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（A社D事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社から提出されたA社D事業所に係る被保険者台帳及び資格喪失確認通知書において、「昭和39年9月14日・転勤・（B）」の記載が確認できることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年9月14日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所におけ

る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から9年4月まで

私が国民年金に加入している期間が無く、国民年金保険料を納付している記録も無いという年金事務所からの通知を受けて驚いた。私の申立期間の保険料を納付してくれていた私の母は、「弟と妹は国民年金に加入させているのに、長男のあなたの分だけの加入手続をしていないというのは、私が差別しているようで悲しいし、残念だ。」と話している。

私は申立期間当時、学生だったので、親任せで保険料の納付のことは分からないが、私の両親が自分たちの分と一緒に納付していたようだ。母の記憶では、申立期間の初めの頃は納付書によって納めていたようだが、時期は不明ながら、途中で口座振替に変更したとのことである。

申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が事業主であるA社に勤務していたところ、同社が平成9年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得したことを契機に、申立人の基礎年金番号が付番されており、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親は、申立人の弟についても申立人と同様に、20歳になった時に自身が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと供述しているが、申立人の弟には、20歳に到達した平成8年\*月に国民年金手帳記

号番号の払出しは無く、申立期間以後である9年10月に基礎年金番号が付番されていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人の母親は、母親自身、夫及び申立人の3人に係る保険料の納付方法について、申立期間の途中から口座振替に変更した記憶があると供述しているが、B銀行C支店から提供された申立人の父親名義の口座に係る平成8年1月から9年4月までの「お取引明細」によると、口座振替されている保険料は二人分であり、これはオンライン記録で納付済みとなっている申立人の両親の納付記録と符合している。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 19 日から同年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）から、その関連会社であるC社に、代表取締役として出向した。会社の手続の誤りから、申立期間の1か月間が未加入期間とされているが、A社及びC社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社及びC社の各総務担当者の供述により、申立期間当時、両社は関連会社であったことが推認できるところ、C社に係る法人登記簿謄本から、申立人は、昭和 57 年 12 月 14 日に当該事業所の代表取締役に就任しており、申立期間においてC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社からの出向者に係る社会保険事務については、同社の事務員が行っており、申立人自身に係る出向先（C社）での社会保険事務には関わっていなかったと主張している。

しかしながら、A社及びC社の関係者に聴取するも、申立人の主張を裏付ける供述は得られず、申立人は、C社の代表取締役として同社の業務に係る決定権を持ち、厚生年金保険に係る事務手続についても知り得る立場にあったと考えられることから、申立人が自らの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出事務に全く関与していなかったとは考え難い。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

したがって、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。